

お知らせ

都市計画の変更の構想(原案)の公聴会を開催します



県が決定する都市計画の変更案、旭ヶ丘松の台地区画整理事業に係る日高市の都市計画の変更案を作成するに当たり、皆さんから意見をいただくため、公聴会を開催します。

		県による都市計画変更	市による都市計画変更	
閲覧	内容	①川越都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 ②川越都市計画区域区分の変更	③用途地域の変更 ④防火及び準防火地域の変更 ⑤道路の変更 ⑥土地区画整理事業の変更 ⑦地区計画の変更 ⑧下水道の変更	
	期間	9月20日(火)～10月4日(火)		
	場所	日高市市街地整備課、県都市計画課、川越県土整備事務所、飯能県土整備事務所、東松山県土整備事務所、川越市都市計画課、川島町まち整備課、県ホームページ	日高市市街地整備課、市ホームページ 日高市下水道課、市ホームページ	
公聴会	日時	10月20日(木)午前10時から	10月20日(木)午後2時から	
	場所	高萩北公民館		
	申し込み等	○傍聴を希望する人は、10月14日(金)以降に、日高市市街地整備課まで電話で申し込んでください。 ○会場の都合により、人数を制限する場合があります。 ○公述の申し出がない場合は、公聴会は中止します。		
公述・意見書の申し出	対象	川越市、日高市、川島町に住所のある個人および法人	③～⑥、⑧…市内に住所のある個人および法人 ⑦…この地区計画区域内の土地所有者または利害関係者	
	提出方法	①・②…閲覧場所にある公述申出書に必要事項を記入の上、10月4日(火)(必着)までに、郵送か直接日高市市街地整備課または県都市計画課へ ※県電子申請届出サービスによる提出もできます。 ※公述申出書は、市ホームページまたは県ホームページからダウンロードできます。	③～⑥…閲覧場所にある公述申出書に必要事項を記入の上、10月4日(火)(必着)までに、郵送または直接日高市市街地整備課へ ※公述申出書は、市ホームページまたは県ホームページからダウンロードできます。 意見書の提出 ⑦…閲覧場所にある意見書様式に必要事項を記入の上、10月11日(火)までに、郵送または直接日高市市街地整備課へ ※市ホームページからダウンロードできます。	
	その他	○公述希望者が多い場合は、公述人を選定することがあります。 ○公述時間は、一人当たり10分以内です。	閲覧場所にある公述申出書に必要事項を記入の上、10月4日(火)(必着)までに、郵送または直接日高市下水道課へ	
問い合わせ		○日高市市街地整備課新市街地整備担当 ○県都市計画課 ☎330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 ☎048-830-5341	日高市市街地整備課新市街地整備担当 ☎989-2771	